

## 6 「算定様式」の作成について

### 【全様式共通】

**(問1) 算定様式のNO.の欄(ナンバー欄)は、どのように記入するのですか？**

(答) 下の欄にこの様式の全使用枚数を、上の欄にその何枚目(通しナンバー)であるかを記入してください。

(例) A様式の全使用枚数が5枚で2枚目の場合は、02/05となります。

**(問2) 使用燃原料がマニュアルの「燃原料コード表」に見当たらない場合はどのように適用すればよいのですか？**

(答) 燃原料コード表に記載されている液体燃料・固体燃料・気体燃料・廃棄物・原料のそれぞれの区分の「その他コード」を適用してください。

**(問3) 年の途中で燃原料を変更した場合、申告書に添付する算定様式の枚数は何枚必要ですか？**

(答) 様式の使用枚数は燃原料の種類ごと、脱硫装置ごとに作成することになっています。1月から変更月までで1枚、変更後の月から12月までで1枚、合計2枚の算定様式が必要です。

**(問4) 燃原料の密度、硫黄分について自社測定を行っている場合、どのような添付書類が必要ですか？**

(答) 測定データと自社測定によらざるを得ない理由、測定方法、測定者を明記した書類を提出してください。

**(問5) 数種類の燃原料が混入していて硫黄分が不明の場合はどうすればよいのですか？**

(答) 混入している燃原料の種類ごとの使用量と硫黄分が把握できる場合は、燃原料の種類ごとにA様式で申告してください。

燃原料の種類ごとの使用量と硫黄分が不明の場合は、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」からご連絡ください。ERCA担当者から折り返しご連絡します。

**(問6) 「申告書類作成マニュアル(青冊子)」の標準的硫黄分とは、どういう場合に適用してよいのですか？**

(答) 標準的硫黄分は全国的な平均値です。事業所における燃原料の硫黄分が不明な場合に使用します。この標準的硫黄分は平均的水分状態で表示してありますので、水分量が異なる場合は「申告書作成マニュアル(青冊子)」の「標準的硫黄分一覧」を参考の上、焼却量を補正してください。

なお、「標準的硫黄分一覧」に記載のない廃棄物の場合は、硫黄分の分析を実施して申告してください。

**(問7) 用紙による申告をしますが、E様式、b様式、加重平均表についてはExcel 雛型ファイルを利用し、プリントアウトして提出してよいですか？**

(答) 提出しても構いません。

**(問8) 電算機等で算定様式を独自に作成してもよいですか？**

(答) ERCA 所定の Excel 雛型ファイルを使用してください。

これらの算定様式を使用した申告が困難な場合は、ERCAにご相談ください。

**【A様式、C様式、D様式、E様式、加重平均】**

**(問9) SOx 排出量の算定は月ごとの使用量から算定することですが、燃原料の使用量と購入量との差が微量である場合は、購入量で算定してもよいですか？**

(答) SOx 排出量の算定は使用量から求めるのが原則です。

使用量の把握が困難な場合で、かつ、在庫量が少なく使用量と購入量との差が微量である場合には、購入量で算定してください。

**(問10) 購入先の成績表が各月ない場合はどうするのですか？**

(答) ロット毎に密度および硫黄分が変わりますので、前月と同じロットを使用している月は、成績表の取り寄せは不要です。

前月と異なるロットを使用する場合は、成績表を取り寄せてください。

**【B様式、E様式、b様式】**

**(問11) SOx 濃度の分析はどの方法で行えばよいでしょうか？**

(答) SOx 濃度の分析方法は、JIS に定められた方法から標準的測定濃度範囲及び妨害成分に応じて選択してください。

**(問12) 従来からある施設は排ガスの SOx 濃度を比濁法で測定していましたが、今回新たに設置した施設では、S分濃度の低い燃原料を使用するため、排ガスの SOx 濃度は低くなる見込みです。従来通り比濁法で測定してよいでしょうか？**

(答) 排ガス中の SOx 濃度測定方法には、各々定量範囲があります。排ガス SOx 濃度が低くなる場合は、より定量下限が低いイオンクロマトグラフ法に測定方法を変更するのが適切であると考えられます。

**【A様式】**

**(問13) A様式の使用枚数は燃原料の種別ごと、脱硫装置ごとに様式を作成するということですが、具体的に説明してください。**

(答) 「燃原料の種別ごと」とは、例えば重油の場合、1種 (A重油)、2種 (B重油)、3種 (C重油) を使用している場合は、それぞれA様式を分けて作成します。種別が異なる燃原料を1枚の算定様式にまとめることはできない、ということです。

「脱硫装置ごと」というのは、同一燃原料で脱硫装置を設置している施設と設置していない施設とで使用している場合は、様式を分けて作成する、ということです。

また、燃原料を年の途中で変更した場合も様式を分けて作成してください。

**(問14) 液体燃料をkg単位で管理している場合、密度の記入はどうすればよいですか？**

(答) 「使用量の単位」の欄の kg を○で囲み、密度の欄の記入は不要です。

**(問15) 「試験成績表」を月1枚しかもらっていないが、その数値を月間に適用してもよいですか？**

(答) 購入先からその月に同一ロットのものが供給されていれば、適用して構いません。

**(問16) 含有硫黄分が0.01%未満の灯油等の燃料で「試験成績表」がない場合はどうすればよいですか。また、この場合の申告はどのようにすればよいですか？**

(答) 購入先に問合せをし、「試験成績表」を取り寄せてください。ただし、都市ガスについては不要です。

また、灯油、LPG等で含有硫黄分値が0.01%未満の場合は、年間計欄に使用量と代表的な密度及び含有硫黄分(0.00)を記入し、SO<sub>x</sub>排出量欄は「0.0」として記入してください。記入方法は、「申告書類作成マニュアル(青冊子)」を参照してください。

**(問17) 廃棄物を自社分析(又は第三者分析)した結果、「申告書類作成マニュアル」の標準的硫黄分と異なる値となった場合、分析値を用いてSO<sub>x</sub>排出量を算定してよいですか？**

(答) 分析値を使用してください。この場合、分析方法、分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

**(問18) 「試験成績表」等の添付は、省略してもよいですか？**

(答) 燃原料の購入先からの「試験成績表」は添付していただく必要はありません。

ただし、ERCAから必要に応じて提出をお願いすることがありますので、SO<sub>x</sub>排出量算定の基礎となった「試験成績表」等の原始帳票は、その完結の日から5年間保存してください。

**(問19) 使用量、密度及び含有硫黄分について電算処理しているのですが、「加重平均一覧表」の代わりに出力表を添付して差し支えないですか？**

(答) 加重平均した結果の数値だけでなく、計算過程が明記されたものであれば出力表でも構いません。

**(問20) 燃料の密度、含有硫黄分について自社測定を行っている場合、どのような添付書類が必要ですか？**

(答) 密度、含有硫黄分の数値が自社測定によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付してください。

## 【B様式】

(問 21) B様式を用いて排出ガスの測定によって、SO<sub>x</sub>排出量を算定する場合、測定回数は何回が妥当ですか？

(答) 原則2カ月に1回以上実施してください。

(問 22) 燃原料の使用量、硫黄分等が月別に明らかになっていますが、2カ月に1回の測定データがあるので、B様式を用いて申告してよいですか？

(答) 燃原料の使用量、硫黄分等が月別に明らかでない場合は、A様式で算定してください。

B様式は、A様式により算定することが困難な場合(使用量、硫黄分、脱硫状況の把握が困難な場合等)に使用することになっています。

(問23) B様式を用いる場合、燃原料の種別、使用量、密度及び含有硫黄分は、排出SO<sub>x</sub>量の算定の過程を示すものではないため、記載は不要ではありませんか？

(答) 排出 SO<sub>x</sub> 量の目安としますので、燃原料の種別、使用量、密度及び含有硫黄分はできる限り記入してください。

## 【D様式】

(問 24) 廃棄物であればすべてD様式を使用してよいですか？

(答) 廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物とに区別します。

一般廃棄物を焼却する地方公共団体等の清掃工場の場合、D様式を使用してください。

また、一般企業で産業廃棄物を焼却する工場の場合は、その種類ごとに個々にA様式を使用してください。

(問 25) D (b) 様式を使用して排出ガス測定により算定する場合の測定回数は何回必要ですか？

(答) B様式と同様に原則2カ月に1回以上必要です。

この場合、必ずb様式を添付してください。測定回数が不足する場合は、D (a) 様式「⑫ a 廃棄物の硫黄分より算定する場合」により算定してください。

(問 26) D様式で申告する場合で、助燃剤を年間複数回購入している場合、密度、硫黄分は加重平均するのですか？

(答) 加重平均してください。

また、助燃剤をD様式に記入せず、A様式を使用して申告しても構いません。A様式で助燃剤分のSO<sub>x</sub>排出量を計上する場合は、D様式にも計上すると二重計上になるため、どちらか一つの方法で申告してください。

**(問27) 都市ごみの含有硫黄分が自社分析(又は第三者分析)によって明らかな場合は、自社分析値を用いてよいですか？**

(答) 分析値を使用してください。この場合は、分析方法、分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

## **【E様式】**

**(問 28) 脱硫効率の算定に係る排出ガスは、年何回測定すればよいですか？**

(答) 1施設の排出SO<sub>x</sub>量が10m<sup>3</sup>N/h以上の場合は、2か月に1回以上、10m<sup>3</sup>N/h未満の場合は、年に1回以上の測定が必要です。

また、大防法で常時測定が義務づけられている施設は、月1回測定してください。負荷の変動によって脱硫効率に変化する装置については、負荷が変わる期間ごとに測定するようにしてください。

**(問 29) 脱硫効率を実測値によらないで設計値、文献値等の値で申告してもよいですか？**

(答) 脱硫効率は、実測値によって申告してください。

**(問 30) 補正後の脱硫効率を算定する場合、E様式以外の独自の様式を使ってよいですか？**

(答) E様式を用いて算定していただきますが、E様式を用いることが困難な場合は、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」からERCAにご連絡ください。ERCA担当者から、折り返しご連絡します。

**(問 31) 排出ガスの測定が年2回以上の場合、E様式は何枚作成すればよいですか？**

(答) 1つの補正後の脱硫効率の算定についてE様式を1枚作成します。もし年6回測定した場合は、E様式を6枚作成してください。

また、1施設で2枚以上作成する場合で、「1. 一般事項」及び「3. 脱硫過程の簡略図」に変更がないときは、2枚目以降は同項目を省略して結構です。

**(問 32) 年に1回脱硫効率を算定していますが、途中で脱硫装置を交換した場合、脱硫効率の適用期間はどのようにすればよいですか？**

(答) 脱硫装置を交換した時点で改めて脱硫効率を算定し、交換以後のSO<sub>x</sub>排出量の算定に適用してください。

旧装置の脱硫効率を新装置に適用しないでください。

**(問 33) E様式の脱硫過程簡略図は同一となるので1枚書いて、必要枚数コピーしていただきますが全てに簡略図が必要なのですか？**

(答) 必要ありません。

年内で排ガス排出系統に変更がなければ、簡略図は最初の1枚目に記載していただければ結構です。

## 【b 様式】

### （問 34） 排出ガス測定を行う場合、 $O_2$ 濃度の測定は必要ですか？

（答） 測定してください。

測定が困難な場合は、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」からご連絡ください。ERCA 担当者から、折り返しご連絡します。

### （問 35） 連続計で $SO_2$ 濃度を測定していますが $SO_x$ 濃度の測定が必要ですか？

（答） 測定は必要です。

申告は  $SO_x$  排出量で行いますので、 $SO_2$  濃度の測定を行っているときは、年 1 回以上、排出ガス中の  $SO_2$  濃度と  $SO_x$  濃度を同時に測定して、 $SO_x$  濃度へ補正してください。

### （問 36） 乾き排出ガスを燃原料の組成から計算してもよいですか？

（答） 排出ガス測定位置がダクトの屈曲部分又は断面形状の急激に変化する部分にある等の理由で平均流速値が得にくく、排出ガス量の算定が困難な場合は、平均的な燃原料の組成・使用量及び排出ガス中の  $O_2$  濃度等の値から理論計算によって乾き排出ガスを算定してください。

## 【加重平均一覧表】

### （問 37） 加重平均はどんな場合に必要なのですか？

（答） 同じ月に密度や硫黄分が異なる燃原料を使用した場合に必要です。例えば、複数の購入先あるいは複数の製造ロットの燃料を同一のタンクに受け入れて、同じ月に使用した場合の月ごとの平均密度、硫黄分を求める場合に必要です。

なお、毎月繰越分がある場合は、繰越分も含めて加重平均してください。

### （問 38） 加重平均一覧表を添付していますが、試験成績表は添付しなくてもよいですか？

（答） 試験成績表の添付は不要です。

事業所にて 5 年間保管しておいてください。必要な時にはご連絡させていただき提出いただく場合もあります。

### （問 39） 使用量、密度及び硫黄分について電算処理していますが、ERCA 様式の加重平均一覧表の代わりに出力表を添付してもよいですか？

（答） 加重平均した結果の数値だけでなく、計算過程が明記されたものであれば出力表で結構です。ただし、成績表等の原始帳票は 5 年間保存してください。